

静岡県告示第392号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月23日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡松崎町池代字櫻71番の10から 賀茂郡松崎町池代字岩瓦原1092番の4まで	平成31年4月23日

=====

静岡県告示第393号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月23日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島裾野線	三島市幸原町一丁目231番の8から 三島市幸原町一丁目224番の22まで	平成31年4月23日